

決議案第1号

行政文書における誤解を招く記載内容の修正を求める決議案の提出について

上記の決議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年3月13日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	三宅隆介
	〃	吉沢章子
	〃	飯田満
	〃	月本琢也
	〃	重富達也

行政文書における誤解を招く記載内容の修正を求める決議

本市では、平成17年、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現に向けて、基本的な考え方と具体的な推進内容を示す川崎市多文化共生社会推進指針を策定し、外国人市民に関わる施策等を体系的かつ総合的に推進してきた。

本指針内、社会参加の促進の一節において、「地方参政権の実現については、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討します」との記載があるが、昨年11月の市議会文教委員会や第5回市議会定例会において、当該記載内容について、多数の議員が、市が前向きに地方参政権の実現に取り組む意味と捉えかねないとの疑問を抱き、本年3月の指針の改定に当たって、記載内容の見直しを求める意見・要望があったところである。

これらの指摘に対し、当局は、外国人市民の参政権は専ら国の立法政策にかかわる事柄であるとしつつ、平成6年に本市議会で採択された定住外国人の地方参政権の確立に関する意見書を始め様々な考えや意見があることや、外国人市民代表者会議からも、外国人市民の地方参政権実現に向けて国に働きかけるよう努める旨の提言が出されていること等から、国の動向等を注視し、必要に応じて他自治体とも連携する可能性等を踏まえたこと等を理由に、当該記載内容は変更しないとしている。

しかしながら、本市議会では平成22年に、憲法上は違憲との司法判決のある外国人の参政権に関して、慎重な対応を求める永住外国人地方参政権付与に関する意見書を採択の上、国宛てに提出しており、市議会の意見書を市民意見の一つとして採用するのであれば、後年に採択された当該意見書の趣旨を反映すべきであり、また、外国人市民代表者会議からの上記提言に対して、市は、「国会の動向等を注視していく」とのみ回答していることから、本指針の記載内容は一貫性が担保できないものとなっている。

よって、本市議会は、川崎市多文化共生社会推進指針における外国人の地方参政権の付与に関する記載内容を修正するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

年 月 日

川崎市議会